

実務者研修実施校に関する情報

〔 設置者に関する情報 〕

- ① 設置者の名称及び主たる事務所の所 香川県教育委員会
在地並びに連絡先： 〒760-8570 香川県高松市天神前 6 番 1 号
- ② 法人の代表者の氏名： 教育長 淀谷 圭三郎
- ③ 福祉系高等学校等以外の実施事業： 割愛
- ④ 財務諸表（設置者が法人の場合）： 割愛

〔 介護福祉士養成施設に関する情報 〕

- ① 名称、住所及び連絡先： 香川県立飯山高等学校総合学科福祉系列
〒762-0083 香川県丸亀市飯山町下法軍寺 664-1
TEL0877-98-2525 Fax0877-98-2576
e-mail : hanznh02@kagawa-edu.jp
- ② 養成施設の代表者の氏名： 校長 大平 徹
- ③ 開設年月日： 平成 28（2016）年 4 月 1 日
- ④ 学則等：

○香川県立飯山高等学校学則

（名称及び位置）

第 1 条 本校は香川県立飯山高等学校と称し、丸亀市飯山町下法軍寺 664 番地 1 に位置する。

（課程、学科）

第 2 条 本校は全日制課程にあつては、看護科及び総合学科、専攻科にあつては看護科を置く。

（修業年限）

第 3 条 全日制の課程の修業年限は 3 年とする。ただし、専攻科は 2 年とする。

（生徒の定員）

第 4 条 生徒の定員は、香川県教育委員会の定めるところによる。

（学年）

第 5 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

（学期）

第 6 条 学年を分けて、次のとおりとする。

全日制の課程

- 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- 第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで
- 第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

専攻科

- 前 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで
- 後 期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

（休業日等）

第 7 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日（4 月 1 日から同月 5 日までの日をいう。）

- (4) 夏季休業日（7月21日から8月31日までの日をいう。）
但し、専攻科は、8月1日から8月31日までの日をいう。
 - (5) 冬季休業日（12月25日から翌年の1月7日までの日をいう。）
 - (6) 学年末休業日（3月20日から同月31日までの日をいう。）
 - (7) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第90条第5項に規定する学力検査を行う日及びその翌日
 - (8) その他香川県教育委員会が指定する日
- 2 校長は、学校教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ教育長に届け出て、授業日において行うべき授業を休業日に振り替えて行うことができる。
 - 3 校長は、非常変災、その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。
 - 4 専攻科は、必要に応じて、休業日に授業、実習を行うことができる。

(教育課程)

第8条 教育課程は高等学校学習指導要領及び香川県教育委員会が定めるところにより校長が編成する。ただし専攻科においては、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の定める指定基準によるものとする。

(授業時数等)

第9条 授業時数は別表のとおりとし、教科・科目の特質等に応じて、授業の実施形態を工夫することができる。

(授業終始の時刻)

第10条 授業終始の時刻は校長が定める。

(課程の修了及び卒業の認定)

第11条 校長は、第8条に規定する教育課程を履修し、その結果が満足できると認められる者には全課程の修了又は卒業の認定を行う。

(学習の評価)

第12条 前条の課程の修了又は卒業の認定に当たって、生徒の平素の成績を評価する場合には、出席状況をも重視するものとする。

(単位の修得の認定)

第13条 教科・科目等の単位の認定は、校長が行う。

- 2 単位の修得の認定に関する細目は別に定める。

(職員組織)

第14条 本校には校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

第15条 本校には保健主事、人権・同和教育主任、教務主任、学年主任、司書教諭、進路指導主事、生徒指導主事、学科主任を置く。

(入学)

第16条 本校に入学できる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第95条の規定によりこれと同等の学力ありと認められた者とする。ただし、専攻科に入学できる者は本校看護科を卒業した者、あるいは本校と同等の教育課程の看護科を卒業した者でなければならない。

- 2 本校への入学に関する出願手続き及び学力検査の実施については、香川県公立高等学校入学者選抜実施細目によるものとする。
- 3 入学を許可された者の保護者等は、所定の誓約書を校長に提出しなければならない。

(退学)

第17条 生徒が退学しようとするときは、保護者等が連署した退学許可願書にその事由を記載して、これを校長に提出しなければならない。

(転学)

第 18 条 生徒が転学しようとするときは、保護者等が連署した転学許可願書にその事由を記載して、これを校長を経由して、転学先の校長に提出しなければならない。

(転入学)

第 19 条 本校の転入学を希望する者は、保護者等が連署した転入学願書に事由を記載して、これを校長に提出しなければならない。

2 転入学に関する細則は別に定める。

(再入学)

第 20 条 本校の再入学を希望する者は、保護者等が連署した再入学願書に事由を記載して、これを校長に提出しなければならない。

2 退学するにいたった理由が消滅したと認められる場合に限り、再入学の志願を許可することができる。

3 再入学に関する細則は別に定める。

(休学)

第 21 条 生徒が休学しようとするときは、保護者等が連署した休学許可願書にその事由を記載して、これを校長に提出しなければならない。

2 休学期間は、1 年以内とする。ただし、校長は特に必要であると認めるときに限り、2 年までこれを延長することができる。

3 前項の期間中には、休学許可日以後はじめて到来する月のはじめの日から起算して 3 箇月を経過する日までの期間が含まれていなければならない。

(留学)

第 22 条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者等が連署した留学許可願書にその事由を記載して、これを校長に提出しなければならない。

2 留学の期間は、1 年以内とする。ただし、校長は、特に必要であると認めるときに限り、その期間を 2 年までこれを延長することができる。

3 留学に関する細則は別に定める。

(復学)

第 23 条 休学中の者がその事由の消滅により復学を希望するときは、保護者等が連署した復学許可願書に関係書類を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。

(卒業証書等)

第 24 条 校長は、所定の教育課程を修了したと認めた者に対し、高等学校にあっては卒業証書、専攻科にあっては修了証書を授与する。

(高等学校証明書)

第 25 条 本校の生徒であった者は、高等学校証明書交付申請書を提出することにより卒業証明書、修了証明書、成績証明書、単位修得証明書及び調査書の交付を受けることができる。

(授業料等)

第 26 条 授業料及び入学金並びに高等学校証明手数料は、香川県使用料、手数料条例(昭和 27 年香川県条例第 2 号)の定めるところによる。

2 生徒の授業料の減免については香川県立高等学校授業料等の減免に関する規則(平成 18 年香川県教育委員会規則第 32 号)の定めるところによる。

3 校長は、授業料を滞納している生徒に対して出席停止を命じ、又は退学させることができる。

4 入学金は、入学時に納付しなければならない。

5 校長は、入学金を滞納している生徒に対して入学の許可を取り消すことができる。

(賞罰)

第 27 条 校長は、教育上必要があると認めたときは、生徒を褒賞することができる。

2 校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、生徒に懲戒を加えることができる。

3 前項の懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。この場合において校長は、職員会議において職員の意見をきくものとする。

4 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した者

(入学式等)

第 28 条 入学式は、高等学校及び専攻科は合同で行うものとする。

2 卒業証書授与式及び修了証書授与式並びに始業式及び終業式は、高等学校と専攻科に分けて行うものとする。

(保護者)

第 29 条 保護者は、生徒の親権を行う者又は後見人とする。

2 保護者等は、学校の教育に協力し、生徒の身上に関する一切の責任を引き受けなければならない。

3 保護者等に異動が生じたとき、又は保護者等を変更する必要があるときは、遅滞なく校長に届けなければならない。

(雑則)

第 30 条 学校の運営に関する事項は、法令、条例、規則、香川県教育委員会規則及び本学則に定めるもののほか、校長が別に定める。

2 内規の改廃については、該当する係・委員会等から校内規程検討委員会へ提案して検討し、企画委員会に諮り、職員会議で審議して校長が施行する。規程の施行は年度始めを基本とするが、必要に応じて職員会議等での決定日をもって施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 9 条関係)

令和 3 年度以前の入学生

科	履 修 単 位 数		
	1 年	2 年	3 年
看 護 科	3 1	3 1	3 2
総 合 学 科	3 0	3 0	3 0

* 1 単位時間は 50 分、1 単位は 35 単位時間に相当する時間を標準とする。

令和 4 年度以降の入学生

科	履 修 単 位 数
---	-----------

	1 年	2 年	3 年
看 護 科	3 1	3 2	3 2
総 合 学 科	3 0	3 0	3 0

＊ 1 単位時間は 50 分、1 単位は 35 単位時間に相当する時間を標準とする。

令和 3 年度以前の入学生

科	科 目 等	履 修 単 位 数	
		1 年	2 年
専攻科	基 礎 分 野	8	3
	専門基礎分野	1 2	1
	専門分野 I	4	0
	専門分野 II	1 0	1 9
	統合分野	4	8
	そ の 他	1	1

＊ 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義、演習については 15 時間から 30 時間、実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間とする。

令和 4 年度以降の入学生

科	科 目 等	履 修 単 位 数	
		1 年	2 年
専攻科	基 礎 分 野	8	3
	専門基礎分野	1 2	2
	専 門 分 野	1 9	2 7
	そ の 他	1	1

＊ 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義、演習については 15 時間から 30 時間、実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間とする。

香川県立飯山高等学校総合学科福祉系列 介護福祉士実務者研修養成課程 学則

設置目的

第 1 条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に基づき、介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護や福祉に関する専門的知識及び技術を修得させ、地域社会における福祉の担い手として貢献し得る人材を育成することを目的とする。本校における実務者研修養成課程（以下、本課程という）は、香川県立飯山高等学校学則に定める他、本規定の定めるところによる。

名称

第 2 条 本課程は、「香川県立飯山高等学校総合学科福祉系列 介護福祉士実務者研修」とする。

位置

第 3 条 本課程は、香川県立飯山高等学校で実施する。所在地は、香川県丸亀市飯山町下法軍

寺 664-1 である。

修業年限・開講期間

第 4 条 本課程の修業年限は、2 年間とする。

開講期間は、4 月 1 日～3 月 31 日とする。

学生定員・学級数

第 5 条 本課程の定員は、1 学級、30 名とする。

教育課程・履修方法

第 6 条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（以下、指定規則という）第 7 条の 2 に定める養成課程を置くこととする。

2 生徒は前項指定規則の教育課程の定めるところにより、規定された科目をすべて履修（必修）し、修得しなければならない。履修は、通学により行う。

3 第 1 項指定規則の教育課程における前項の科目と時間数は、別表 1 の通りとし、全ての科目を必ず履修する。

学年・学期・休業日

第 7 条 香川県立飯山高等学校学則（以下、本校学則という）第 5 条、第 6 条、第 7 条に定める通りとする。但し、教育上やむを得ない事情がある場合は、休業日に授業を行うことができる。

入学時期

第 8 条 入学時期は、毎年 4 月 6 日を基準とし校長がこれを定める。

入学資格・入学者の選考・入学手続き

第 9 条 本校学則第 16 条に定める通りとする。

休学・退学・復学

第 10 条 本校学則第 21 条、第 17 条、第 23 条に定める通りとする。

履修の認定

第 11 条 第 6 条に定める指定規則上の各科目の欠課授業時数が単位時間数の 3 分の 1 以下の者について、当該科目の履修を認定する。

科目の評価

第 12 条 指定規則上の各科目の評価は、レポート、演習、到達度確認テストなどにより総合的に行う。

2 到達目標に達していないと判断される場合は、課題の再提出及び再評価等を行う。

3 医療的ケアは、厚生労働省通知の基準により評価する。

科目の修得

第 13 条 科目の修得は、次の各号を満たす者について行う。

(1) 履修が認められること。

(2) 科目の評価が到達目標に達していること。

課程修了の認定

第 14 条 本課程の修了の認定は、第 6 条に定める科目を全て修得した者について、校長が行う。

2 本課程の修了が認定された者に対して、「介護福祉士実務者研修修了証」を発行する。

3 本課程の修了が認定されない者については、第 13 条の修得が認められる科目のみの「実務者研修科目修得証明書」を発行する。

入学検定料・入学金・授業料

第 15 条 本校学則第 26 条に定める通りとする。

教職員の組織

第 16 条 本校学則第 14 条、第 15 条に定める通りとする。

2 本課程に係る教員（教務に関する主任者、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員）の数は第 6 条第 3 項に規定する各科目を担当するのに適当な数を置く。なお、介護過程Ⅲ担当教員は教務に関する主任者が兼ねることができる。

賞罰

第 17 条 本校学則第 27 条に定める通りとする。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 教育課程

対応科目	単位数	指定規則上の科目	指定規則上の時間数	単位時間数
社会福祉基礎	2	人間の尊厳と自立	5	6
		社会の理解Ⅰ	5	6
		社会の理解Ⅱ	3 0	3 6
介護福祉基礎	1	介護の基本Ⅰ	1 0	1 2
		介護の基本Ⅱ	2 0	2 4
コミュニケーション技術	1	コミュニケーション技術	2 0	2 4
生活支援技術	2	生活支援技術Ⅰ	2 0	2 4
		生活支援技術Ⅱ	3 0	3 6
介護過程	3	介護過程Ⅰ	2 0	2 4
		介護過程Ⅱ	2 5	3 0
		介護過程Ⅲ	4 5	5 4
こころとからだの理解	6	発達と老化の理解Ⅰ	1 0	1 2
		発達と老化の理解Ⅱ	2 0	2 4
		認知症の理解Ⅰ	1 0	1 2
		認知症の理解Ⅱ	2 0	2 4
		障害の理解Ⅰ	1 0	1 2
		障害の理解Ⅱ	2 0	2 4
		こころとからだのしくみⅠ	2 0	2 4

		こころとからだのしくみⅡ	60	72
生活支援技術	2	医療的ケア	50	62
単位数合計	17	合 計	450	542

※医療的ケアは、上記以外に演習を規定回数行う。

⑤ 施設設備の概要（図書の蔵書数を含む）

	教室等の名称	面 積	共用先	教室等の名称	面 積	共用先
土地面積 75,687 m ²	普通教室 1	68.4 m ²		介護実習室（和室）	16.0 m ²	
	普通教室 2	68.4 m ²		介護実習室	112.0 m ²	
建物延面積 31,466 m ²	普通教室 3	68.4 m ²		入浴実習室	64.0 m ²	
	大講義室	304.0 m ²	学内共用	調理実習室	111.6 m ²	学内共用
	事務室	64.218 m ²	学内共用	被服実習室	125.55 m ²	学内共用
	福祉総合実習室	128.0 m ²		図書室	181.4 m ²	学内共用
	教材室	22.0 m ²		保健室	69.685 m ²	学内共用

実習用モデル人形	3 体	視聴覚機器	3 器
人体骨格模型	1 体	障害者用調理器具・食器類	7 台
成人用ベッド	9 床	和式布団一式	6 式
移動用リフト	2 台	吸引装置一式	3 式
スライディングボード・マット	12 台	経管栄養用具一式	3 式
車いす	14 台	処置台又はワゴン	9 台
簡易浴槽	1 槽	吸引訓練モデル	3 体
ストレッチャー	4 個	経管栄養訓練モデル	3 体
排せつ用具	33 個	心肺蘇生訓練用器材一式	2 式
歩行補助つえ	29 本	人体解剖模型	1 体
盲人安全つえ	3 本	図書の蔵書数 (内福祉関連)	約 18,799 冊 (約 327 冊)

令和4年度以降の入学生

[illegible]

令和3年度入学生

年間學習計畫表(時間割)

[illegible]

※1コマ50分とする。

- ② 定員： 30 名
- ③ 入学までの流れ： 香川県教育委員会ホームページをご覧ください。
- ④ 費用（生徒 1 人あたりの負担金）

費目	第2学年	第3学年	合計
入学検定料			0
入学金			0
授業料	118,800	118,800	237,600
施設維持費			0
その他諸費	104,213	61,412	165,625
合計	223,013	180,212	403,225

- ⑤ 科目ごとのシラバス： 28 実務者研修シラバス①～⑳ 参照

- ⑥ 教員数、科目別担当教員名

氏 名	担当科目	資格・免許
木村 敏子	人間の尊厳と自立 社会の理解Ⅰ、Ⅱ 介護の基本Ⅰ、Ⅱ コミュニケーション技術 生活支援技術Ⅰ、Ⅱ	「福祉」教員免許 実務者研修教員講習 会修了 介護過程Ⅲ（面接授 業）を担当する教員

	介護過程Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 発達と老化の理解Ⅰ、Ⅱ 認知症の理解Ⅰ、Ⅱ 障害の理解Ⅰ、Ⅱ こころとからだのしくみⅠ、Ⅱ	
池内 美保	人間の尊厳と自立 社会の理解Ⅰ、Ⅱ 介護の基本Ⅰ、Ⅱ コミュニケーション技術 生活支援技術Ⅰ、Ⅱ 介護過程Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 発達と老化の理解Ⅰ、Ⅱ 認知症の理解Ⅰ、Ⅱ 障害の理解Ⅰ、Ⅱ こころとからだのしくみⅠ、Ⅱ	「福祉」教員免許 実務者研修教員講習 会修了 介護過程Ⅲ（面接授 業）を担当する教員
小倉 意津子	人間の尊厳と自立 社会の理解Ⅰ、Ⅱ 介護の基本Ⅰ、Ⅱ コミュニケーション技術 生活支援技術Ⅰ、Ⅱ 介護過程Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 発達と老化の理解Ⅰ、Ⅱ 認知症の理解Ⅰ、Ⅱ 障害の理解Ⅰ、Ⅱ こころとからだのしくみⅠ、Ⅱ	「福祉」教員免許 実務者研修教員講習 会修了 介護過程Ⅲ（面接授 業）を担当する教員
篠原 昌晃	人間の尊厳と自立 社会の理解Ⅰ、Ⅱ 介護の基本Ⅰ、Ⅱ コミュニケーション技術 生活支援技術Ⅰ、Ⅱ 介護過程Ⅰ、Ⅱ 発達と老化の理解Ⅰ、Ⅱ 認知症の理解Ⅰ、Ⅱ 障害の理解Ⅰ、Ⅱ こころとからだのしくみⅠ、Ⅱ	「福祉」教員免許
豊嶋 初美	医療的ケア	「看護」教員免許 看護師免許 医療的ケア教員講習 会修了
稲毛 益美	医療的ケア	「看護」教員免許 看護師免許 医療的ケア教員講習 会修了
真部 由美	医療的ケア	「看護」教員免許

		看護師免許 医療的ケア教員講習 会修了
--	--	---------------------------

⑦ 使用する教材

社会福祉基礎（実教出版）
 介護福祉基礎（実教出版）
 生活支援技術（実教出版）
 コミュニケーション技術（実教出版）
 こころとからだの理解（実教出版）
 介護過程（実教出版）
 介護福祉士等実務者研修テキスト（中央法規出版）
 第1巻 人間と社会
 第2巻 介護Ⅰ―介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術―
 第3巻 介護Ⅱ―介護過程―
 第4巻 こころとからだのしくみ
 第5巻 医療的ケア
 イラストでみる介護福祉用語辞典（福祉教育カレッジ）
 社会福祉小六法（ミネルヴァ書房）
 見て覚える介護福祉士国士ナビ（中央法規出版）

〔 実績に関する情報 〕

① 卒業者の延べ人数： （実務者研修の指定を受けた課程）

平成28年度卒業生	22名
平成29年度卒業生	14名
平成30年度卒業生	13名
令和元年度卒業生	11名
令和2年度卒業生	12名
令和3年度卒業生	7名
令和4年度卒業生	10名
合計	89名

② 卒業者の進路の状況：

就職者数		2 5 名
就職先の施設種別	介護老人福祉施設	1 5 名
	介護老人保健施設	1 名
	障害者支援施設	2 名
進学者数		5 2 名

進学先の学校種別	大学	10名
	短期大学	10名
	専門学校	32名

〔 その他の情報 〕

その他、入学者又は入学希望者の選択に関する情報：学則のとおり。